

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（517））

2. 日時：平成29年12月4日 10時00分～11時30分

13時30分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、竹内技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他17名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ副長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、本日の提出資料を用いて、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<地震による損傷の防止>

- 大物搬入口建屋の耐震重要度分類の整理に関し、「LOCAの発生」と「内側扉が開の時間」及び「地震の発生」が重畳する確率について検討して、その結果を提示すること。また、地震起因によるLOCAの発生確率の出典を提示すること。
- 大物搬入口建屋の耐震重要度分類の整理における被ばく評価について、その評価条件を整理して提示すること。

<津波による損傷の防止>

- 耐津波設計において考慮する荷重の組合せとして、常時荷重＋津波荷重＋余震荷重＋漂流物衝突荷重についての検討方針を整理して提示すること。

- 漂流物の津波防護施設等への到達可能性評価に関し、代表波により検討していること及び津波流況の考察時間についての設定条件が分かるよう提示すること。また、設計又は評価に用いる入力津波の時刻歴波形の継続時間は、240分を基本としていることをその根拠を含め明記すること。
- 銚子漁港及び小名浜検潮所の最高潮位の超過発生確率について、茨城港日立港区検潮所に対する結果の考察を充実して提示すること。
- 構内排水路逆流防止設備における集水枘の役割及び機能について整理して提示すること。
- 防潮扉及び放水路ゲートの開閉装置に対する振動試験に関し、入力地震動の目的、選定理由を整理するとともに、入力地震動の作成手順及び加振条件の設定内容を丁寧に整理して提示すること。
- 貯留堰取付護岸に要求される機能（構造強度、止水性等）に対応した評価項目、許容限界を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止（安全審査関連 補足説明資料）